五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月十一日

防衛大臣　中谷　元

## 嘉手納飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、平成二十八年二月十日に土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

| 所在 | 地番 | 地目 |
|---|---|---|
| 沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭原 | 三五七番 | 畑 |
| 沖縄県中頭郡北谷町字安山下油 | 一一九番地四 | 一般社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会 |

三　縦覧場所

沖縄県中頭郡北谷町字桑江一一九番地四　一般社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会

四　縦覧期間

平成二十八年三月十一日から同月二十五日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月十一日

防衛大臣　中谷　元

## 中国地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、中国地方整備局及び同局太田川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

1　河川の名称、河川管理施設の名称、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称 | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置 | 管理を行う者の氏名及び住所 |
|---|---|---|---|
| 太田川水系<br>太田川 | 左岸堤防 | 広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀字大田原八一八番四から同郡同町大字同字八三一番二まで | 氏名　道路管理者<br>安芸太田町長　小坂　眞治<br>住所　広島県山県郡安芸太田町大字戸河内七八四 |

2　管理の内容

(1)　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2)　原則として道路専用施設に係る災害復旧

3　管理の期間　平成二十八年三月二十六日から道路の存続する日まで

# 労　働

## 最低工賃の改正決定に関する公示

福島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県横編ニット製造業最低工賃（平成25年福島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成28年３月11日

福島労働局長　引地　睦夫

1　適用する家内労働者　福島県の区域内で横編ニット製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)　手動編機による編立ての業務　次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

| 品目 | 規格 | | | | | | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | そで長さ | そで種類 | 編み方 | 糸の種類 | 2.54センチメートル当たりの針の本数 | サイズ | |
| 婦人用　丸首無地プルオーバー | 半そで | 普通そで | 平編み | メリヤス糸（そ毛糸） | 7 | M | 580円 |
| | 長そで | | | | | | 740円 |
| 婦人用　丸首無地カーディガン | 半そで | | | | | | 650円 |
| | 長そで | | | | | | 870円 |

(2)　リンキングミシンによるかがりの業務　次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、１枚につき、金額欄に掲げる金額

| 品目 | 規格 | | | | | | 作業部位 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | そで長さ | そで種類 | 編み方 | 糸の種類 | 2.54センチメートル当たりの針の本数 | サイズ | | |
| 婦人用　丸首無地プルオーバー | 半そで | 普通そで | 平編み | メリヤス糸（そ毛糸） | 7 | M | 襟、肩、そで及びわき | 210円 |
| | 長そで | | | | | | | 230円 |
| 婦人用　丸首無地カーディガン | 半そで | | | | | | | 303円 |
| | 長そで | | | | | | | 323円 |